

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。(事前審査型)

令和5年(2023年)11月8日

収支等命令者
佐賀県農林水産部 農業経営課長
課長 佐伯 悟

1 競争入札に付する事項

- 1) 委託業務名 令和5年度佐賀県農薬適正使用分析調査事業に係る
残留農薬分析業務委託
- 2) 委託業務の仕様等 別紙による
- 3) 履行期間 契約締結日から令和6年(2024年)3月29日(金曜日)まで
- 4) 入札方法 入札は1件当たりの単価とする
入札単価は1円単位とし、消費税及び地方消費税は含む金額とする

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- 2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- 3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと
- 4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
- 5) 厚生労働省に登録された食品衛生法上の検査機関であること
- 6) 事業所の住所が、佐賀県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、山口県にあること
- 7) 自己又は自社の役員等が、次のアからキまでのいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからオまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、営業概要書、同種業務の履行実績調書及び実績が確認できる書類(過去の契約書の写し等)を添付のうえ、令和5年(2023年)11月20日(月曜日)17時までに下記の担当課に持参又は郵送(11月20日(月曜日)17時までに担当課へ必着)してください。提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

担当課

佐賀県農林水産部農業経営課 環境保全型農業担当
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59
電話 0952-25-7120

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和5年(2023年)11月22日(水曜日)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

1)仕様書等に関する問合せ先

3の担当課に同じ。

2)入札説明会

実施しません。

3)入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和5年(2023年)11月27日(月曜日)10時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県庁新館10階 農林水産部内中央南会議室

ウ 入札方法

入札者の直接持参による入札又は郵送による入札(入札書を郵送する場合は書留郵便とし、令和5年(2023年)11月27日(木曜日)17時までに3の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「令和5年度残留農薬分析業務委託入札書在中」と朱書きしてください。)

4)入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状の提出をしてください。

5)開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその

代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

6 その他

1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

- ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。
 - ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)
 - イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
 - ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関を振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)券面金額
 - エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。
 - ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、見積もった金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする。

3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

5) 契約書作成の要否 要

6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行います。この場合において、郵便により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合、再度入札を辞退したものとみなします。
- エ 入札は原則二回を限度とし、落札者がいない場合は最低価格入札者と協議し、随意契約となります。

7) その他、御不明な点はお問合せください。

問合せ先

佐賀県農林水産部 農業経営課 環境保全型農業担当 電話:0952-25-7120